

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 14 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎 野 優 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 9 年 1 月 7 日から 令和 9 年 1 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 9 年 1 月 20 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 9 年 2 月 2 日 午前 9 時 50 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 9 年 1 月 27 日 午前 10 時 00 分から 令和 9 年 1 月 27 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間 (ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。) に行います。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3☆	36,350,000 29,080,000	一括	7,270,000	268,885	76,823
1	21,250,000				
2	8,180,000				
3	6,920,000				



物 件 目 録

☆ 1 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 9 3 番 1

地 目 畑

地 積 6 3 9 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

共有者 D 持分 4 分の 1

☆ 2 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 9 3 番 2

地 目 畑

地 積 2 4 6 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

共有者 D 持分 4 分の 1

☆ 3 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 9 4 番

地 目 畑

地 積 2 0 8 平方メートル



物 件 目 録

(現況)

地 目 雑種地

共有者	A	持分 4 分の 1
共有者	B	持分 4 分の 1
共有者	C	持分 4 分の 1
共有者	D	持分 4 分の 1



※11※

物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 7 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 椎 野 優 子

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1 ～ 3】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物件目録

- 1 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 93番1

地 目 烟

地 積 639平方メートル

(現況)

地 目 雜種地

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分4分の1

共有者 D 持分4分の1

- 2 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 93番2

地 目 烟

地 積 246平方メートル

(現況)

地 目 雜種地

共有者 A 持分4分の1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分4分の1

共有者 D 持分4分の1

- 3 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 94番

地 目 烟

地 積 208平方メートル



物 件 目 録

(現況)

地 目 雑種地

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

共有者 D 持分 4 分の 1



令和8年(ケ)第42号
令和8年6月17日受理
令和8年7月10日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所 小田原支部
執行官 野口 慎也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 93 番 1

地 目 畑

地 積 639 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

共有者 D 持分 4 分の 1

2 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 93 番 2

地 目 畑

地 積 246 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

共有者 D 持分 4 分の 1

3 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 94 番

地 目 畑

地 積 208 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

共有者 D 持分 4 分の 1



22

(土地用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり				
住 居 表 示	神奈川県小田原市小八幡二丁目4番6号 付 近				
土 地	物件1, 2, 3				
現 況 地 目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 農地(物件) ☒ 雑種地(物件1, 2, 3) ☐ 山林 (物件) ☐				
形 状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 道路境界確定図のとおり				
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地共有者A, B, C, D ☐ その他の者 ☐ 上記の者らが本土地上に, 下記目的外建物を所有し, 占有している ☐ 上記の者らが駐車場として使用し, 占有している ☒ 上記の者らが更地の状態で占有している ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐				
そ の 他 の 事 項					
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日				
建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (申立人)	1. 本件各土地は、更地です。誰も使用していませんし、誰にも貸していません。 2. 我々共有者間で本件各土地の利用方法について決まり事等は、ありません。 3. もう一人の申立人であるBにも念のため確認しましたが、もちろん私と同じ回答です。Bに執行官から照会書を送っているようなので、お答えしました。 4. 本件の申立てにあたり、事前に横浜地方裁判所小田原支部に対し「照会書」で回答しています。そこに記載してあることが全てです。その他の事は私にはわかりません。 (令和8年6月23日に電話聴取)
■ E (相手方C・Dの代理人 弁護士)	1. 私は、本件の相手方であるC・Dの代理人を務めている弁護士です。執行官からC・Dに照会書を送っているようなので、私がお答えします。 2. 本件各土地は、更地です。誰も使用していませんし、誰にも貸していません。 3. 共有者間で本件各土地の利用方法について決まり事等は、ありません。 (令和8年6月24日に電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件各土地の状況は、公図、道路境界確定図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件各土地の公簿上の地目は畑であるものの、誰も使用していないという関係人の陳述があること及び添付した写真のとおり本件各土地には雑草が繁茂している状態であり、肥培管理が全く施されておらず耕作している状況は一切確認出来なかったこと、以上から本件各土地の現況は、雑種地であって、農地性は喪失しているものと思料される。
- 3 本件各土地について、小田原市土木管理課において道路境界確定図が備わっていることから、各隣地との境界は明確になっている。
- 4 本件各土地の占有者及び占有状況は、関係人の陳述及び物件所在地での調査の結果から、第三者の占有徴表は見られず、2枚目記載のとおり、土地共有者A・B・C・Dが更地の状態で占有していると解する。
- 5 本件各土地には、添付した写真のとおり電柱が2本とカーブミラーが1本存在した。なお、電柱の敷地利用料については、関係人に確認したものの不明とのことであった。
- 6 本件各土地を合計した地積は、多少物件目録記載と差異があると推定される。本件各土地について、地積測量図が無い（物件1・物件2は残地）ことから、確定（実測）地積は不明であるため、専門職業家による実測（測量）等が必要と思われる。
- 7 評価人の調査によれば、本件各土地の接道について、北東側で建築基準法42条1項に該当する市道に、南西側で建築基準法取扱外認定外道路にそれぞれ接している。西側は建築基準法取扱外土地で道路としての扱いは無い。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

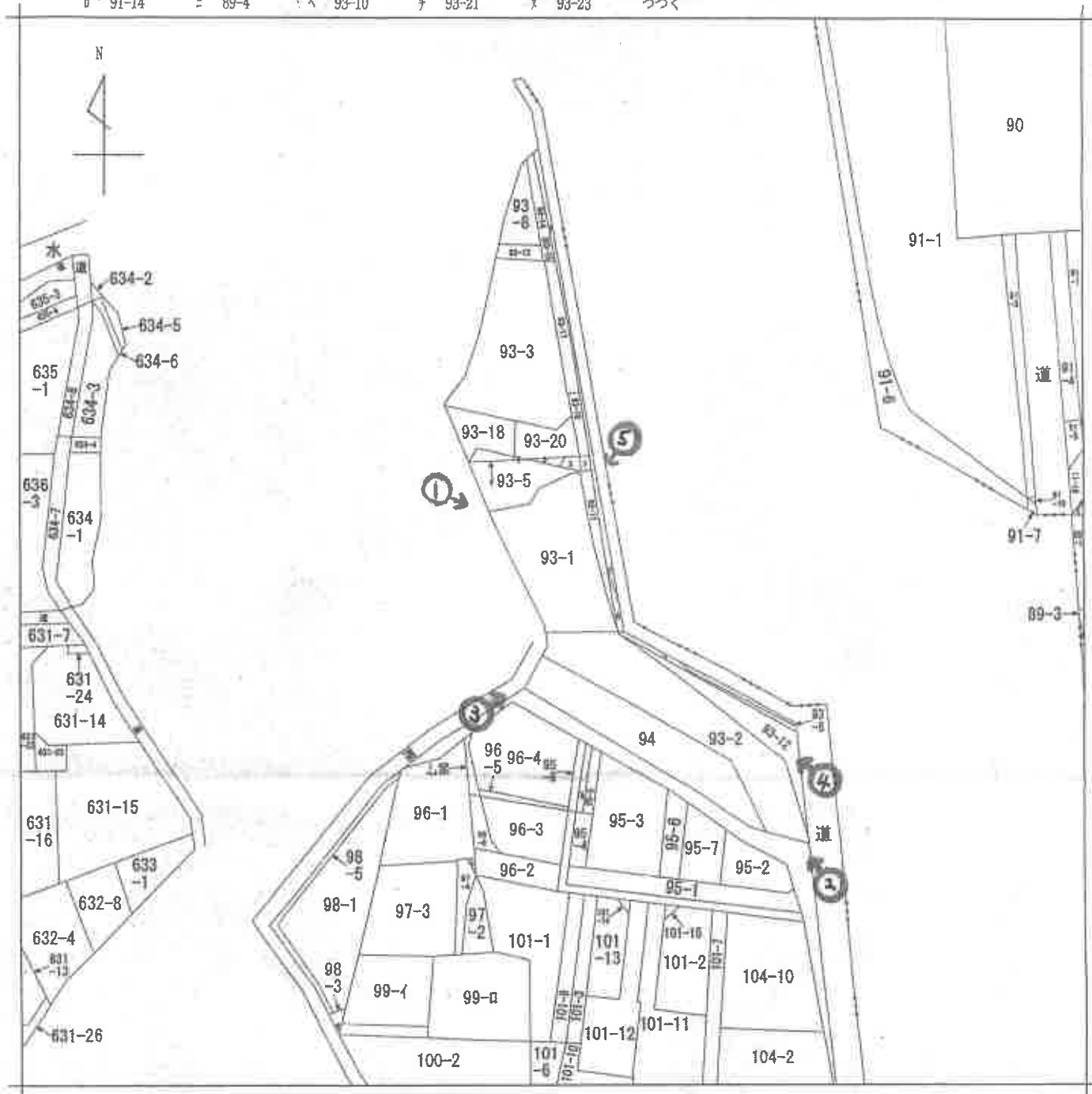
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年6月17日(水) 14:40-14:44	横浜地方法務局 西湘二宮支局	■登記事項証明書申請受領
令和8年6月17日(水) 16:37-16:52	物件所在地	■物件確認 ■占有調査 ■写真撮影
令和8年6月18日(木)	当 庁	■B・C・Dに照会書郵送
令和8年6月23日(火) 10:37-10:40	当 庁	■Aより電話にて事情聴取
令和8年6月24日(水) 9:57-9:58	当 庁	■Eより電話にて事情聴取
令和8年7月2日(木) 9:40-10:08	物件所在地	■現地調査 ■写真撮影 ■評価人同行
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

←○は写真撮影位置・方向

イ 91-12 ハ 91-2 ホ 89-2 ト 93-16 ニ 93-22 ヘ 93-24
ロ 91-14 ニ 89-4 ヘ 93-10 ト 93-21 ニ 93-23 ッ 93-24



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 小田原市小八幡二丁目				地 番 93番1			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分	座 標 系 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月27日

横浜地方方法務局西湘二宮支局

登記官

請求番号：7-1

(1/2)

(6枚目)

令和 8 年(ケ)第 42 号

道路境界確定図

物件 1

物件 2

物件 3

公用



1:250

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

① 物件1 電柱が土地上に存在



② 物件2



③ 物件3 電柱が土地上に存在



④ カーブミラーが土地上に一本存在した。
道路に沿って低いコンクリートの擁壁が存在した。



⑤



令和 8 年 (ケ) 第 42 号
令和 8 年 7 月 2 日 現地調査
令和 8 年 7 月 15 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝

第1 評価額

一括価額（合計）	
金36,350,000円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金21,250,000円
物 件 2（土地）	金8,180,000円
物 件 3（土地）	金6,920,000円

- ① 一括価格は、物件1乃至物件3の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58条 4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件の表示

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	住居表示 小田原市小八幡二丁目 4 番 6 号付近 地 目 雑種地
2		住居表示 小田原市小八幡二丁目 4 番 6 号付近 地 目 雑種地
3		住居表示 小田原市小八幡二丁目 4 番 6 号付近 地 目 雑種地
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

1 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 9 3 番 1

地 目 畑

地 積 6 3 9 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

共有者 D 持分 4 分の 1

2 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 9 3 番 2

地 目 畑

地 積 2 4 6 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

共有者 D 持分 4 分の 1

3 所 在 小田原市小八幡二丁目

地 番 9 4 番

地 目 畑

地 積 2 0 8 平方メートル

共有者 A 持分 4 分の 1

共有者 B 持分 4 分の 1

共有者 C 持分 4 分の 1

共有者 D 持分 4 分の 1



22

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件1乃至物件3）

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線「国府津」駅の南西方約 1.6km（道路距離）、バス停「宮の前」の北方約 300m（同前）で、徒歩約 4分	
付 近 の 状 況	近くには神社もある、中小規模一般住宅を中心に、アパート等が見られる住宅地域。	
主な公法上の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60%（準防火地域に付基準建蔽率 70%） 200% 準防火地域 第2種高度地区
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口・奥 行 地 勢	（3筆合計）1,093㎡ ほぼ菱形の不整形 北東側間口約 61m、平均的奥行約 10～ 20m ほぼ平坦、隣接地とはほぼ等高に接面している。
接面道路の状況	北東側幅員約 6m舗装市道（4047：建築基準法第42条 1項）より約 0～ 0.4m高く約 61m接面している。市道沿いには高さ約 0.2～ 0.4mのコンクリート造の擁壁等が造られている。 南西側は幅員約 1.8m舗装市が管理する認定外道路（建築基準法上の取り扱い外）とほぼ等高に約 47m接面している。 西側は幅約 1.8mの未舗装現況通路とほぼ等高に約 29m接面している。当該通路は小田原市において道路としての取り扱いはなく、建築基準法上の道路の取り扱い外である。	
土地の利用状況等	土地共有者A、B、C、Dらが更地の状態で占有している。 A（申立人）及びE（相手方C・Dの代理人弁護士）によれば、本件各土地は更地です。誰も使用していませんし、誰にも貸していません。 令和8年7月2日：立入調査	
供給処理施設	上 水 道 都 市 ガ ス	なし（市道内等に本管が通っている。） なし（市道内等に本管が通っている。）

	下 水 道 あり（桝が数か所設置されている。接続無し）
特 記 事 項	① 本件各土地の登記地目は畑であるが、現況雑草、雑木等が繁茂しており、肥培管理はされておらず、耕作している状況は確認できなかったことから、本件各土地の現況は雑種地で、農地性はないものと思料される。 ② 本件土地には電柱が2本とカーブミラーが1本存在した。電柱等の敷地使用料については、関係人に確認したが不明とのことであった。 ③ 本件各土地を合計した地積は、多少物件目録記載と差異があると推定される。本件各土地は地積測量図が無い（物件1、物件2は残地）ことから、確定（実測）地積は不明であるため、専門職業家による実測（測量）等が必要と思われる。なお、評価上は登記地積により評価額を求めた。 ④ 小田原市農業委員会の回答によれば、転用許可等はない。また、農地のままのため、許可を得る必要がない案件である。 ⑤ 小田原市農業委員会の回答によれば、農振法関係として農振地域外である。 ⑥ 小田原市農業委員会の回答によれば、所有権の移転にあたり買受人は買受適格証明書が必要である。 ⑦ 立地適正化計画：都市機能誘導区域外、居住誘導区域外に該当する。 ⑧ 目的物件は、小田原市洪水ハザードマップの浸水想定区域及び小田原市高潮浸水想定区域に該当しており注意を要する。 ⑨ 目的物件は合計 1,093㎡であるから、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（開発行為）には開発許可が必要となる場合がある。 ⑩ 北東側で埋蔵文化財包蔵地及びその隣接地に該当している。 ⑪ 景観計画、景観条例等 ⑫ 宅地造成等工事規制区域 ⑬ 物件1乃至物件3土地の一体となった形状は公図がやや誤っており、附属資料の道路境界確定図が正しい。

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1乃至物件3（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建付地価格 (円)
1	101,000	47	47,500	× 639	× 1.0	= 30,350,000
		100				
2	101,000	47	47,500	× 246	× 1.0	= 11,690,000
		100				
3	101,000	47	47,500	× 208	× 1.0	= 9,880,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地 小田原ー21

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{公示地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\
 106,000\text{円}/\text{㎡} & \times & \frac{100.5}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{106} & = & 101,000\text{円}/\text{㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地は標準画地で補正の必要なし。

◇地 域 格 差：公示地の所在地域は目的物件の地域に比して、街路条件等で若干劣るが、交通接近条件、環境条件等で優れ、総合格差で上記の通り。

◇個 別 格 差：目的物件は、画地規模が大きいこと、形状（ほぼ菱形の不整形）、供給処理施設の引き込みがないこと、整地・開発費用等、特記事項に記載したこと等で著しく劣り、総合格差で上記の通り。

◇建 付 減 価：必要なしと判断した。

2. 評価額の判定

前記1により求めた価格を基に、所要の修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 評価額

物件番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
1	30,350,000			× 1.0	× 0.7		= 21,250,000
2	11,690,000			× 1.0	× 0.7		= 8,180,000
3	9,880,000			× 1.0	× 0.7		= 6,920,000
一括価格（合計）							= 36,350,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：必要なし。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 公示地価格 小田原－21

所 在：小田原市小八幡3丁目69番19

「住居表示：小八幡3－6－48」

価 格：106,000円／㎡

位 置：JR東海道本線「国府津」駅の南西方約1.4km

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：127㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南5m市道

用 途 指 定 等：第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%）

準防火地域

地 域 の 概 要：中小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和8年度）

物件1 33,685,524円

物件2 12,968,136円

物件3 10,964,928円

第7 附属資料の表示

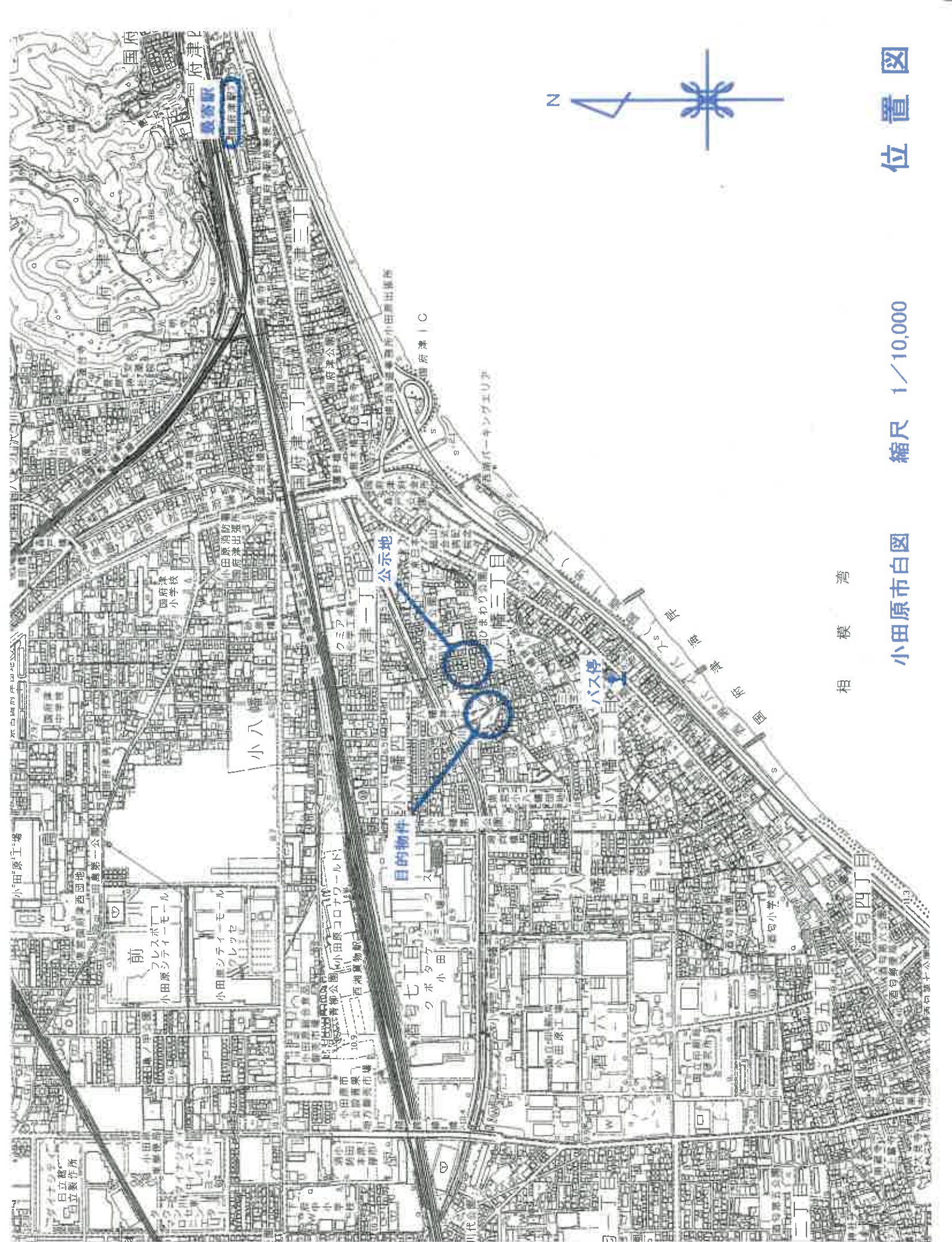
位置図

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

地積測量図写（残地：本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

道路境界確定図（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

以 上



位置図

縮尺 1/10,000

小田原市白図

相模湾

91-2
89-4

ホ 89-2
ヘ 93-10

チ 93-16
93-21

リ 93-22
ヌ 93-23

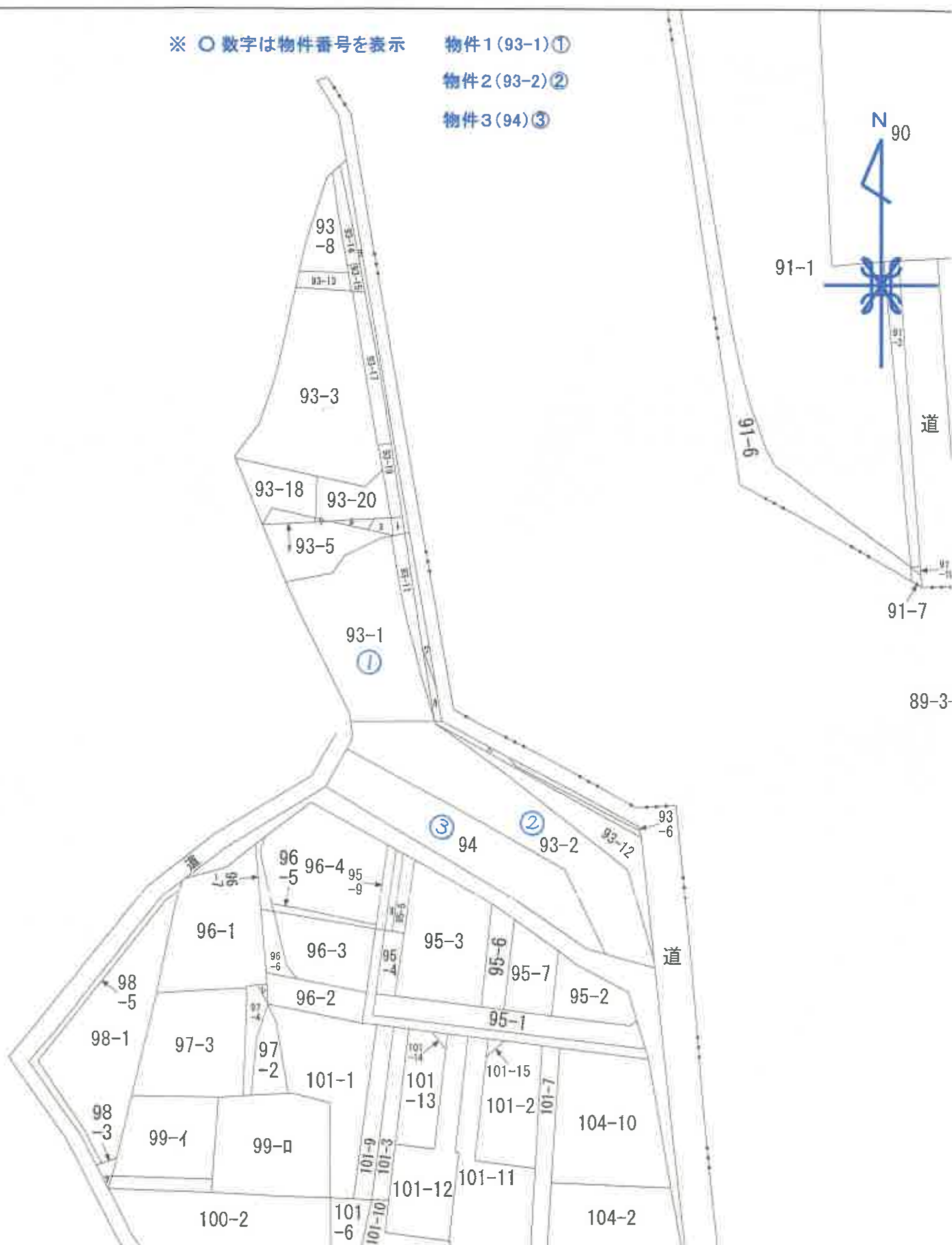
ル 93-24
つづく

※ ○ 数字は物件番号を表示

物件1(93-1)①

物件2(93-2)②

物件3(94)③



045327

地番 93-11

土地所在図
地積測量図

土地の所在 小田原市小八幡二丁目

面積計算表

B 93-11	8.59 x 0.20 = 1.7180
	5.00 x 0.20 = 1.0000
	4.02 x 0.33 = 1.3266
	4.19 x 0.48 = 2.0112
	4.02 x 0.79 = 3.1758
	4.91 x 0.68 = 3.3388
	5.80 x 1.24 = 7.1920
	4.02 x 1.27 = 5.1054
	5.10 x 1.61 = 8.2110
	2.77 x 1.54 = 4.2658
計 = 37.3446 1/2 = 18.6723	

A 93-1	658.3145	18.6723	= 659.6427
--------	----------	---------	------------

物件1

地積表

A 93-1	639.64	m ²
B 93-11	18.67	m ²



本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

作製者

申請人

縮尺

1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月27日 横浜地方法務局西洲一宮支局

卷二

請求番号 7-5

045328

前 93-2 樓・新國一・新

地	番	93-2
		93-12

地上地積測量図

土地の所在
小田原市小入幡二丁目

面積計算表

93-12

$$1835 \cdot 0.02 = 370670$$
$$\begin{array}{r} 1654 \\ 462 = 764148 \end{array}$$

18.28	1.38	=	244952
-------	------	---	--------

$$\ddagger = 137.9770 \quad 1/2 = 66.9885$$

A 93-2

$$315.5156 - 68.9885 = 246.5271$$

物件2

表
附
地

93-2 246.52

93-2 6898^m2

本書面は、A3判をA4判に縮小したものである。

作者

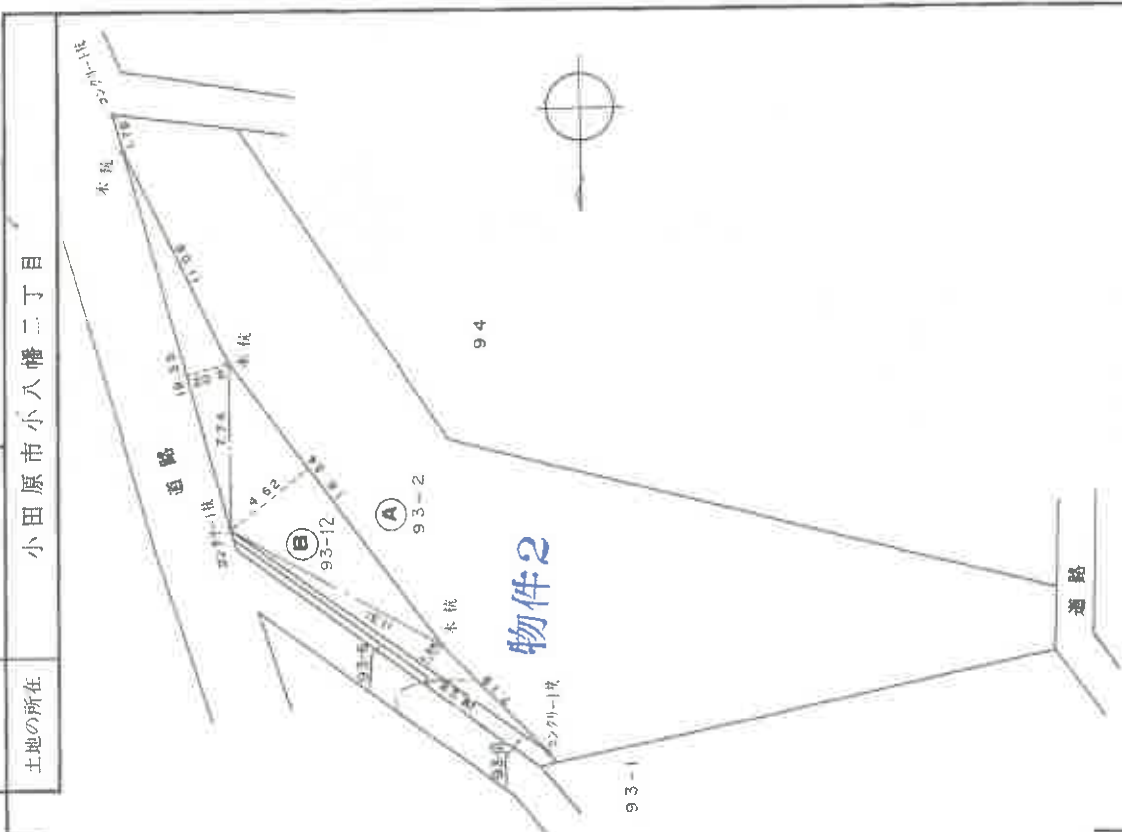
人中請

權尺

$$\begin{array}{r} 1 \\ 1 \overline{) 250} \end{array}$$

年 5 月 12 日(作製)

974



凡例	
A	市コンクリート舗装
B	市アスファルト舗装
C	市砂利
D	市砂
E	市雑草(掘上)
F	市雑草(掘上)
G	市雑草(掘上)
H	市雑草(掘上)
I	市雑草(掘上)
J	市雑草(掘上)
K	市雑草(掘上)
L	市雑草(掘上)
M	市雑草(掘上)
N	市雑草(掘上)
O	市雑草(掘上)
P	市雑草(掘上)
Q	市雑草(掘上)
R	市雑草(掘上)
S	市雑草(掘上)
T	市雑草(掘上)
U	市雑草(掘上)
V	市雑草(掘上)
W	市雑草(掘上)
X	市雑草(掘上)
Y	市雑草(掘上)
Z	市雑草(掘上)

公用

小田原市
土木管理課
8.6.22
境界確定図
発行

1:250

道路境界確定図

物件1

物件2

物件3

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。